

発展編①

あ さ ら い シ ー ト

自転車に安全に乗ろう

自転車に乗るときは、いろいろなことに気を付けなくてはいけません。
交通事故にあわないためにも、自転車の安全な乗り方について
学んだことをしっかりおさらいしましょう。

年 組

名 前

① 「自転車安全利用五則」を覚えよう

1 自転車は、()道が原則、歩道は例外

2 車道は()側を通行

3 歩道は()者優先で、車道寄りを徐行

4 安全ルールを守る

- 飲酒運転は禁止

- ()人乗りは禁止

- 並進は禁止

- 夜間は()を点灯

- 信号を守る

- 交差点での一時停止と安全確認

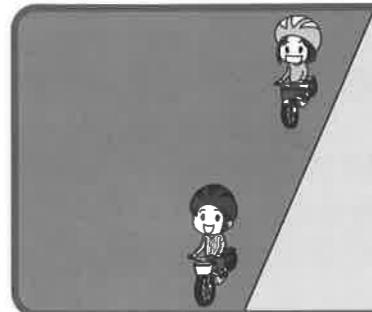
5 子どもは()を着用

② 正しい乗り方には「○」

間ちがっている乗り方には「×」をつけよう!



1. 手放し運転

2. 友だちと走るときは
たて一列になって走る3. 歩いている人にベルを
鳴らして道をあけてもらう

③ この写真を見て、これから起こる危険を考えてみよう!



1

2

3

歌とおどりで覚えよう

♪ ラップで覚える 自転車安全利用五則 ♪

自転車に乗る5つのルール（自転車に乗る5つのルール）

ならんじゃダメ（ならんじゃダメ）、夜間はライト（夜間はライト）、

車道が原則、歩道は例外（車道が原則、歩道は例外）

信号守れ（信号守れ）、

自転車は左、道路の左（自転車は左、道路の左）

交差点ではいったん止まる（交差点ではストップ!）

歩道はゆっくり歩行者優先（歩道はゆっくり歩行者優先）

必ず着けるヘルメット（必ず着けるヘルメット）

安全ルールを守ろうよ（安全ルールを守ろうよ）

*くり返し

お酒はダメ（お酒はダメ）、二人乗り禁止（二人乗り禁止）、

発展編①

保護者のみなさまへ

交通安全に関するお知らせ

高学年になると、自分一人やお友だち同士で自転車に乗るお子さまも増えてきます。目の届かないところで、無理な走行や危険行為をすることがないように、ふだんから十分に気をつけてください。自転車での事故は、被害者になる危険だけではなく、加害者になる可能性もあります。様々なケースについて、日常生活の中でお子さまと話し合う機会を持ち、事故を未然に防いでください。

一人で自転車に乗る前に

自転車に乗り始める児童に対しては、まず自転車に一人で安全に乗れるかどうか、次のことを確認しましょう。



自転車の基本ルールが守れるか



低速で、バランスを取りながら走れるか



両足のつま先が地面につくか



ブレーキできちゃんと停止できるか

自転車乗用中の事故原因

最も多いのは『一時不停止』です

●小学生の自転車乗用中の違反別交通事故件数(第1当事者)

警察庁交通局交通統計年報(令和元年)をもとにJA共済連が作成



※件数の割合は小数点第2位以下を四捨五入しています。

※参考データの都合上、7~12歳を小学生としています。

小学生における自転車乗用中の交通事故を違反別で見た場合、最も多いのが『一時不停止』、次いで安全不確認です。これらを回避するためには、交通状況に応じた正しい交通行動が大切です。一時停止する、しっかりと安全確認するだけでなく、交通シーンに頭在あるいは潜在する危険を早めに予測し、回避行動をとることが重要であることを指導しましょう。また昨今、自転車保険・共済加入の義務化が進んでいます。自転車は被害者だけでなく加害者になる可能性もあります。万が一に備え、積極的に加入しましょう。

自転車乗用の加害者リスクについて

車両である自転車が法令違反等により交通事故を起こした場合、自動車等での事故と同様に、様々な責任が生じます。「懲役」「禁錮」「罰金」「料金」の処罰を受ける刑事上の責任。そして損害賠償の責任を問われる民事上の責任。さらに事故の相手側をお見舞いするなど、誠意ある謝罪が求められる道義的な責任等があります。これらの責任は、未成年といえども免れることはできません。

賠償額(※)	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)

(※)賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。
出典:一般社団法人 日本損害保険協会ホームページ

子どもたちからのメッセージ

学校で見たDVDの内容を下に書いて、おうちの人へ教えてあげましょう

守っているかな? 自転車に乗るときのお約束

いつもの
見えるところに
はってね!

▶ 自転車で歩道を通行するときの注意

自転車は、原則として、車道を通行しなければなりませんが、13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者や身体の不自由な方が通行する場合などは、歩道通行が認められています。ただし、歩道を走る場合は歩行者優先で車道寄りをすぐに止まれる速度で走ります。

歩道でしてはいけないこと

① 歩いている人に対してベルを鳴らして道を開いてもらう

一度止まるか、自転車からおりておして歩きます。

② スピードを出す

車道でもスピードを出しすぎていけませんが、歩道ではすぐに止まれる速度で走ります。

③ 点字ブロックの上やその近くにちゅう車する

自転車をちゅう車するときは決められた場所にちゅう車して、歩行者や車のさまたげにならないようにしましょう。



▶ やっているかな!? 自転車点検

自転車に乗る前に、必ず点検を行いましょう。とくにしっかりとチェックする部分は「ぶたはしゃべる」です。

ぶ ブレーキ 前と後ろのブレーキがきちんと確かめます。

た タイヤ タイヤの空気がぬけていないか、タイヤにキズがないか、すり減っていないか。また、スポーツの破損やぬけがないかを確かめます。



は ハンドル ハンドルを上から見て、曲がったり、ゆがんだりしていないかを確かめます。

しゃ 車体 サドルは乗ったとき、両足のつま先が地面につく高さにします。チェーンがチェーンカバーに当たらないか、ライトはつくか、そして、反しや器材がこわれていたり、よごれていなかも確認します。

べる ベル ベルを鳴らし、きちんと音が出ることを確かめます。

~豊かで安心して暮らせる
地域社会づくりを~

JA共済は、皆さまが豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりに貢献するため、さまざまな地域貢献活動の一環として交通安全啓発活動に取り組んでおります。HPでは他にも交通安全教育に役立つ情報について紹介しております。
<https://social.ja-kyosai.or.jp/contribution/purpose03.html>

